

## 給与収入のみである旨の申立書

このたび、被扶養者の認定を受けようとする者の収入につきまして、提出した労働契約書に基づく給与収入のみであることを申し立てます。

### 記

1. 今後、雇用契約内容の変更（基本給や勤務時間の増など）、年金の受給開始、その他の事情により収入が変動し、扶養認定基準<sup>(※1)</sup>を超える場合にはすみやかに被保険者に報告し、被扶養者異動届を提出し削除手続きを行い、資格確認書<sup>(※2)</sup>を返却いたします。

- (※1) 年間収入額が、60歳未満の方は130万円未満、60歳以上または障害者の方は180万円未満、19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)の場合は150万円  
(※2) 交付されている方のみ返却

2. 扶養認定基準額を超える収入であったにもかかわらず扶養削除手続きを行わなかった場合、被扶養者の認定要件を満たさなくなった日に遡って資格を喪失することに異存ありません。
3. 資格喪失日以降、三谷健康保険組合の資格で医療機関等を受診した場合は、健康保険組合負担分の医療費を返還いたします。また、三谷健康保険組合の保健事業（健診など）により補助を受けた分につきましても返還いたします。

以上

三谷健康保険組合理事長 殿

年 月 日

事業所名

被保険者名

(自署)

認定申請対象者名

(自署)